

税関官署の開庁時間について

財関第 3 4 8 号
平成 20 年 3 月 31 日
改正 財関第 7 2 1 号
平成 20 年 6 月 30 日
改正 財関第 1 5 1 号
平成 21 年 2 月 13 日
改正 財関第 7 0 3 号
平成 21 年 6 月 30 日
改正 財関第 1 1 9 4 号
平成 21 年 10 月 21 日
改正 財関第 7 5 2 号
平成 22 年 6 月 30 日
改正 財関第 1 1 5 6 号
平成 22 年 10 月 29 日
改正 財関第 7 4 6 号
平成 23 年 6 月 30 日
改正 財関第 7 3 1 号
平成 25 年 6 月 24 日
改正 財関第 6 5 7 号
平成 26 年 7 月 1 日
改正 財関第 7 0 2 号
平成 27 年 6 月 30 日
改正 財関第 7 8 2 号
平成 28 年 6 月 24 日
改正 財関第 7 8 2 号
平成 28 年 6 月 24 日
改正 財関第 1 2 2 2 号
平成 28 年 10 月 17 日
改正 財関第 4 4 2 号
平成 29 年 3 月 31 日
改正 財関第 8 6 8 号
平成 29 年 6 月 30 日
改正 財関第 1 5 7 3 号
平成 29 年 11 月 29 日

関税法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間については、全国統一的な取扱いを行う観点から、別紙のとおり公示することとし、各税関官署の見やすい場

所及びホームページに掲示等を行うこととされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「税関の執務時間外における通関体制の整備について」（平成17年6月15日付財関第771号）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

函館税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和29年法律第61号）（以下「法」という。）第19条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成29年12月1日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第63条第1項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

許可・承認等の区分	官署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第19条の届出 ・ 法第23条第1項の承認 ・ 法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第63条第1項の承認 ・ 法第66条第1項の承認 ・ 法第67条の許可（別送品に限る。） 	千歳税関支署	06：00～23：15	06：00～23：15	06：00～23：15	06：00～23：15	
	上記以外の官署	08：30～17：15	-	-	-	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の3第1項の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。）（別送品を除く。） ・ 法第73条第1項の承認 ・ 法第102条第1項の交付 	全ての官署	08：30～17：15	-	-	-	

東京税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 29 年 7 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 19 条の届出	成田税関支署 羽田税関支署 立川出張所	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	新潟空港出張所	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。）	本関 成田税関支署 羽田税関支署 立川出張所	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	新潟空港出張所	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

<ul style="list-style-type: none"> 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 法第 62 条の 3 第 1 項の承認・法第 62 条の 10 の承認 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） 法第 73 条第 1 項の承認 	本関 羽田税関支署 東京航空貨物出張所 成田航空貨物出張所	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	東京外郵出張所	04:00-23:00	04:00-23:00	04:00-23:00	04:00-23:00	
	大井出張所 立川出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 	本関 羽田税関支署 大井出張所 立川出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 63 条第 1 項の承認 	本関 成田税関支署 羽田税関支署 東京航空貨物出張所 成田航空貨物出張所	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	東京外郵出張所	04:00-23:00	04:00-23:00	04:00-23:00	04:00-23:00	
	大井出張所 立川出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 66 条第 1 項の承認 	本関 成田税関支署 羽田税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	新潟空港出張所	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

・法第 67 条の許可（別送品に限る。）	本関 成田税関支署 羽田税関支署 成田航空貨物出張所 立川出張所	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	東京外郵出張所	04:00-23:00	04:00-23:00	04:00-23:00	04:00-23:00	
	大井出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	新潟空港出張所	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。）	本関	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	大井出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 102 条第 1 項の交付	本関 羽田税関支署 大井出張所 立川出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

横浜税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 26 年 7 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日と重なった場合には、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 19 条第 1 項の届出	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第 66 条第 1 項の承認	本関 千葉税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	川崎税関支署	08:30-17:15	09:00-17:00	09:00-17:00	09:00-17:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	東扇島出張所	08:30-19:00	—	—	—	
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	川崎外郵出張所	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 法第 102 条第 1 項の交付 	本関 川崎税関支署 東扇島出張所 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 63 条第 1 項の承認 	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	—	08:30-17:00	1月1日は開庁時間とはしない。
	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	東扇島出張所	08:30-19:00	—	—	—	
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	川崎外郵出張所	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 67 条の許可（別送品に限る。） 	千葉税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	川崎税関支署	08:30-17:15	09:00-17:00	09:00-17:00	09:00-17:00	
	川崎外郵出張所	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 67 条の許可（コンテナ一条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） 	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	—	08:30-17:00	1月1日は開庁時間とはしない。
	東扇島出張所	08:30-19:00	—	—	—	
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

名古屋税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 19 条の届出	中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第 66 条第 1 項の承認	本関 清水税関支署 中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認	中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	中部外郵出張所	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	
	興津出張所	08:30-19:00	08:30-12:30	—	—	
	四日市税関支署	08:30-19:00	—	—	—	
	稲永出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 	本関 稲永出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 67 条の許可（別送品に限る。） 	清水税関支署 中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	中部外郵出張所	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	
	本関	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） 	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1月1日は開庁時間とはしない。
	興津出張所	08:30-19:00	08:30-12:30	—	—	
	四日市税関支署	08:30-19:00	—	—	—	
	稲永出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 102 条第 1 項の交付 	本関 稲永出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	中部外郵出張所	08:30-17:30	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

大阪税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 29 年 7 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間とする。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とはコンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 19 条の届出	関西空港税関支署	00:00—24:00	00:00—24:00	00:00—24:00	00:00—24:00	
	上記以外の官署	08:30—17:15	—	—	—	
・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第 66 条第 1 項の承認	本関 関西空港税関支署	00:00—24:00	00:00—24:00	00:00—24:00	00:00—24:00	
	上記以外の官署	08:30—17:15	—	—	—	
・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認	関西空港税関支署	00:00—24:00	00:00—24:00	00:00—24:00	00:00—24:00	
	大阪外郵出張所	04:00—24:00	04:00—24:00	04:00—24:00	04:00—24:00	
	南港出張所	08:30—21:00	08:30—17:15	08:30—17:15	08:30—17:15	1 月 1 日は開庁時間とはしない
	本関 桜島出張所	08:30—17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30—17:15	—	—	—	

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 第 102 条第 1 項の交付 	本関 桜島出張所 南港出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 67 条の許可（別送品に限る。） 	本関 関西空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	大阪外郵便出張所	04:00-24:00	04:00-24:00	04:00-24:00	04:00-24:00	
	南港出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 67 条の許可（コンテナ一条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） 	南港出張所	08:30-21:00	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	1月1日は開庁時間とはしない
	本関 桜島出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

神戸税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 23 年 7 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 19 条の届出 ・ 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第 67 条（法第 75 条において準用する場合を含む。）の許可（別送品に限る。） ・ 法第 102 条第 1 項の交付 	全ての官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第 66 条第 1 項の承認 	本関	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認 ・ 法第 67 条の（法第 75 条において準用する場合を含む。）許可（別送品を除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認 	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	広島税関支署	08:30-19:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

門司税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 29 年 7 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいう。法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日と重なった場合には、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 19 条の届出	福岡空港税関支署	07:30-21:30	07:30-21:30	07:30-21:30	07:30-21:30	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第 66 条第 1 項の承認	本関 下関税関支署 博多税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	福岡空港税関支署	07:30-21:30	07:30-21:30	07:30-21:30	07:30-21:30	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認 ・ 法第 67 条（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認	福岡外郵出張所	03:30-22:00	03:30-22:00	03:30-22:00	03:30-22:00	
	下関税関支署	08:30-19:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	博多税関支署	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	福岡空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 	博多税関支署 福岡空港税関支署	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 67 条の許可（別送品に限る。） 	本関 下関税関支署 博多税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	福岡外郵出張所	03:30-22:00	03:30-22:00	03:30-22:00	03:30-22:00	
	福岡空港税関支署	07:30-21:30	07:30-21:30	07:30-21:30	07:30-21:30	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） 	下関税関支署	08:30-19:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1月1日は開庁時間とはしない
	博多税関支署	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1月1日は開庁時間とはしない
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 法第 102 条第 1 項の交付 	福岡外郵出張所 博多税関支署 福岡空港税関支署	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

長崎税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 19 条の届出 ・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認 ・ 法第 66 条第 1 項の承認 ・ 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第 67 条の許可（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。） ・ 法第 102 条第 1 項の交付 	全ての官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認 						

沖縄地区税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成 29 年 7 月 1 日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 19 条の届出 ・ 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 	那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 66 条第 1 項の承認 	本関 那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	石垣税関支署	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認 	那覇空港税関支署	月曜日 08:30-24:00 火曜日から金曜日まで 00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-19:30	左記の平日・土曜日・日曜日に応ずる曜日の時間（ただし、月曜日が休日に当たるときは、12:00-24:00）	
	那覇外郵便出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 63 条第 1 項の承認	本関 那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 67 条の許可（別送品に限る。）	本関 那覇空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	石垣税関支署	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	
	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。）	本関	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 102 条第 1 項の交付	那覇外郵出張所	08:30-17:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	